規制の事前評価書

政策の名称	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定(塩素数が2であるポリ塩化 サフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル) 「関生労働省と薬・生活衛生局審査管理 課化学物質を全対策室 課化学物質を全室 環境省総合環境政策局環境保健部企 画課化学物質審査室 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「作成責任者名」 「中の表述時期 「中の表述を表述的表述的表述を表述的表述的表述的表述的表述的表述的表述的表述的表述的表述的表述的表述的表述的表
法令素等の名称・関連条項	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 第1条(第一種特定化学物質) 第7条(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)
規制の目的、内容及び必要性等	【規制の目的】 環境中で分解したく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有する化学物質は、いったん環境中に排出された場合には、容易に分解せず、食物連鎖等を通して濃縮され、人の健康や環境に不可逆的な悪影響を与える可能性がある。そのため、こうした性質を有する化学物質については、代替物質が無いなどの理由により必要不可欠と考えられる場合を除き、その製造・輸入及び使用を原則禁止することが適当であり、国際的には「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下「スセスをから、こうした性質を有する化学物質に関するストックホルム条約(以下「スセスをから、こうした性質を有する化学物質に関するストックホルム条約(以下「スセスをいるという。」において、所要の措置法則にもこととされている。 塩素数がごとあるボリ塩化ナフタンの及びペンタクロロフェノール又はその塩茗しくはエステルの登積の化学物質と開めて学期にして止まりませた。対理機ので学期にして上まりませた。対理機ので学期にして、というに関係的に議論が行われた結果、平成27年5月の月に対してメイスを引入の原生学物者とび環境の審議会の書籍会において、大れぞれ国際的に議論が行われた結果、平成27年5月の厚生学物省、経済金省の蓄強会において、第一種特定化学物質との書籍会において、大れぞれ国際的に協調して全庫・輸入及び使用を全庫していることが適当であるとの結論が得られた。 これを受け、平成27年5月の厚生学物省、経済産業省及び環境の審議会において、第一種特定化学物質の書籍会に対して、第一年特定化学物質において、これらを経過の事務を防止する観点が、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品(「潤滑油及びが防止力、「成漏滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫制及びが防止力、「成漏滑油及び切削油」、「木材用の防腐利、防虫制及びが防止力、反応を足し、近れらの根臓を受け、化学物質の書変と製造・の規制・関するととがは、大材用の内の溶 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩茗しくはエステルを化審法に規定する第一種特定化学物質の製造・輸入・使用を原則として禁止するとともに、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品(「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫制及びがい防止剤」及び3を対した数に利力を輸入薬物質とすることが、変しないが防止力、防腐剤、防虫制及びがい防止剤、防虫自及びがい防止剤、防虫自及びがい筋に利力、防患者が、皮が3を持て、大力では2を持ているションであるが1塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール及はその塩茗しくはエステルが使用されている製品(「木材用の防腐剤、防虫利などがいかい防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びが1塩化カンタクロロフェノール及はその塩茗しくはエステルは環境中で外質にたかわり、全様の変が関し製造・着入を2を性であるボリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩茗しくはエステルは環境中で外質したが1、1年特別である。1月20日である2・1月20日であるが1塩化サンタレン及びペンタクロロフェノールスはその塩茗しくはエステルは環境中で分解してくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性等を有することから、ストックがロルイスを約割口金額の終定を担保している数が国と結びで原始対象が質とすることが決しまれている数が10年が関心などが20年が関心を変化であるボリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩茗しくはエステルは環境やでか解したが1、1年時のである1年時では1年時では1年時である2とともに、2年時である2と1年時では1年時では1年時である2ととから、2月20日にから1年時である2年時である2月20日に対している3年時である2月20日に対している2月20日におりに表しましたが1年時である2月20日に表しましたが1年時である2月20日に表しましたが2月20日に表しませためである2月20日に表しましませためである2月20日に表しましためである2月20日に表しましましましまれている2月20日に表しまれている2月20日に表しまれている2月20日に表しましまれている2月20日に表しましましまれている2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月21日に表しませためである2月20日に表しませためである2月21日に表しませためである2月21日に表しませためである2月20日に表しませためである2月21日に表しませためである2月20日に表しませためである2月20日に表しまれている2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月20日に表しませためである2月
想定される代替案	今回の改正案は、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが、ストックホルム条約第7回締約国会議において製造、輸出入、使用が禁止され、廃絶することが決定された化学物質であることから、我が国においても当該条約の締約国会議の決定を確実に担保するために行うものである。また、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルは、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有するなどの性質を有するため、いったん環境中に排出された場合には、容易に分解せず、食物連鎖等を通じて満縮され、人の健康や環境に不可逆的な悪影響を与える可能性があることから、製造・輸入及び使用の段階から規制する手法を導入する必要がある。以上のことから、今回の改正案では、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを化審法に規定する第一種特定化学物質に指定することにより、その製造・輸入及び使用を原則禁止する必要があり、規制の手法についての代替案は想定できない。

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
1 遵守費用	(1) 塩素数が2であるがり塩化ナフルンの製造・輸入事業を ①。最素数が2であるがり塩化ナフルンの製造・輸入事業を この表表が2であるがり塩化ナフルンの製造・輸入事業を また、今後、新たに基素数か2であるがり塩化ナフルンの製造・輸入を締託していた事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから追加的な費用が発生するが、近年の製造・輸入業績が確認されていないことから、こうした事業者の数は非常に少ないことが与きされる。 また、今後、新たに基素数か2であるがり塩化ナフルンの砂量・輸入を検討していた事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから追加的な費用が発生するが、近年の製造・輸入業績が確認されていないことから、こうした事業者の数は非常に少ないことが与きされる。 ②塩素数が2であるがり塩化ファフルンの使用年本で、日本ので戻を的するもと考えられる。 ②塩素数が2であるがり塩化ファフルンの使用をは、様のて戻を的するもと考えられる。 3.1年、表が国におは素素数か2であるがり塩化ナフルンの製造・輸入事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから追加的な費用が発生するが、こうした事業者の数は非常に少ないことが予想される。 3.1年、最か加工のであるが12億七ファフルンの使用されている製品の輸入事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから適加的な費用が発生するが、こうした事業者の数は非常に少ないことが予想される。 3.1年、最かが12年のプリンので使用されている製品の輸入事業者等 2.1年、また、担業数が2であるが12億七ファフルンが使用されている製品の輸入事業者等 2.1年、また、担業数が2であるが12億七ファフルンが使用されている製品を終えします。 3.1年、最大の大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大き	
2 行政費用	(1)塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン 「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)」が輸入される際に、税関において、これらに塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが 使用されていないことを輸入者に確認するコストが生じる。 (2)ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル 「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」が輸入される際に、税関において、これらにペンタクロロフェノール又 はその塩若しくはエステルが使用されていないことを輸入者に確認するコストが生じる。	_
3 その他の社会的費用	特に発生しない。	-

	便益の要素	代替案の場合
	(1)塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン ①塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入事業者	
	本規制の導入により、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。 また、その製造・輸入の原則禁止を広く公表することにより、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入を今後検討しようとする事業者等は当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有することを予め	
	知ることができ、事業者等の予見可能性を高めることができる。 ②塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの使用事業者	
	本規制の導入により、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの使用を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。また、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンを他の物質に代替することにより製品の安全性が高まることで、消費者の安心感・信頼の獲得につながる。	
	また、塩素数が2であるボリ塩化ナフタレンの使用を今後検討しようとする事業者等は、当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有することを予め知ることができ、予見可能性を高めることができる。 ③塩素数が2であるボリ塩化ナフタレンが使用されている製品の輸入事業者	
	本規制の導入により、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンを第一種特定化学物質に指定することにより、規制の趣旨と必要性が明確になり、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品(「潤滑油及	
	び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)」)を輸入していた事業者は、これら製品の輸入に際して、輸出国の関係事業者等に塩素数が2で あるポリ塩化ナフタレンが使用されていないことの確認協力依頼がしやすい環境となる。そして、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されていないことが確認された製品を輸入することにより、環境汚染等のお	
	それのない製品を顧客に提供できる。 ④塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品の購入者(使用者)	
	本規制の導入により、国内の製品(「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)」)には塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが添加されなくなり、また、輸入される製品にも塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されていないことが確認されるため、製品の購入者は当該物質が入っていないものを容易に調達できるようになる。	
	⑤関係行政機関 本規制の導入により、我が国の環境汚染等を防止できるとともに、ストックホルム条約の履行期限内に国内担保措置を講じることが可能となり、条約締約国に対して我が国の信頼性を一層向上することができる。	
	⑥社会的便益 本規制の導入により、環境汚染等を未然に防ぐ蓋然性が高まり、国民全体が安全な生活を享受できる。	
	本が、いったい。これまで関係事業者等が自主的に塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンを他の物質に代替する取組を進める中で、積極的には代替に取り組んでこなかった事業者等に対しても、本規制の導入により塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンを他の物質に代替する取組を進める中で、積極的には代替に取り組んでこなかった事業者等に対しても、本規制の導入により塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造、輸入及び使用等が規制されるため、不公平のない適切な市場環境の整備が可能となる。	
規制の便益	Cのるパリ塩化ナノプレンの表色、物人及び実用等が残削されるため、小公士のない過剰な印物環境の金舗が可能となる。	
	(2)ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	
	①ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入事業者 本規制の導入により、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。	
	また、その製造・輸入の原則禁止を広く公表することにより、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入を今後検討しようとする事業者等は当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有 することを予め知ることができ、事業者等の予見可能性を高めることができる。	
	②ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの使用事業者 本規制の導入により、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの使用を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。また、ペンタクロロフェ	
	ノール又はその塩若しくはエステルを他の物質に代替することにより製品の安全性が高まることで、消費者の安心感・信頼の獲得につながる。 また、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの使用を今後検討しようとする事業者等は、当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有することを予め知ることができ、予見可能性を高めることが	
	できる。 ③ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品の輸入事業者	
	本規制の導入により、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを第一種特定化学物質に指定することにより、規制の趣旨と必要性が明確になり、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品(「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」)を輸入していた事業者は、これら製品の輸入に際し	
	て、輸出国の関係事業者等にペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないことの確認協力依頼がしやすい環境となる。そして、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないことが確認された製品を輸入することにより、環境汚染等のおそれのない製品を顧客に提供できる。	
	④ベンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品の購入者(使用者) 本規制の導入により、国内の製品(「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」)にはペンタクロロフェノール又	
	はその塩苦しくはエステルが添加されなくなり、また、輸入される製品にもベンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないことが確認されているため、製品の購入者は当該物質が入っていないも のを容易に調達できるようになる。	
	⑤関係行政機関	
	本規制の導入により、我が国の環境汚染等を防止できるとともに、ストックホルム条約の履行期限内に国内担保措置を講じることが可能となり、条約締約国に対して我が国の信頼性を一層向上することができる。 ⑥社会的便益	
	本規制の導入により、環境汚染等を未然に防ぐ蓋然性が高まり、国民全体が安全な生活を享受できる。 また、これまで関係事業者等が自主的にペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを他の物質に代替する取組を進める中で、積極的には代替に取り組んでこなかった事業者等に対しても、本規制の導入に	
	よりペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造、輸入及び使用等が規制されるため、不公平のない適切な市場環境の整備が可能となる。	
		11 / 14 > 4 / 1 4 / 5 7
政策評価の結果	今回の改正案によって、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入事業者、使用事業者等において発生するコストは上記のとおり限定的であり、過度な負担 他方、当該2種類の化学物質は、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有するため、環境汚染等の被害を及ぼしうる物質であるが、今回の改正案による規制により、当該物質による被害を未然に防	

(費用と便益の関係の分析等)

の じめると言える。 過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有する物質による環境汚染が発生した場合には人や環境への不可逆的な悪影響を与える可能性が有り、社会全体が被る事後的なコストは高額となりうることをかんがみれば、上記の費用を勘案しても、今回の改正案は、妥当なものであると言える。

塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルは、ストックホルム条約の規制対象物質について検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)により、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスク プロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、人や環境に毒性を有する化学物質であること等から、廃絶対象物質へ追加することが締約国会議に勧告され、平成27年5月に開催されたス トックホルム条約第7回締約国会議において、廃絶対象物質に決定されたもの。 上記の決定を受け、当該2種類の化学物質については薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において科学的知見等を基に審議した結果、化審法に規定する第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論を得られた(※1)。 また、当該2種類の化学物質が使用されている製品については、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において輸入禁止にすることが適当である等と の結論を得られた(※2)。 (※1)各審議会の資料等は下記参照 薬事·食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会(平成27年7月22日) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji.html?tid=127878 化学物質審議会第148回審査部会(平成27年6月19日) http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000007.html 有識者の見解その他関連事項 第156回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 (平成27年7月24日) http://www.env.go.jp/council/05hoken/yoshi05-01.html (※2)各審議会の資料等は下記参照 薬事·食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会(平成27年9月29日) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji.html?tid=127878 化学物質審議会平成27年度第2回安全対策部会(平成27年9月18日) http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000007.html 第157回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 (平成27年9月18日) http://www.env.go.ip/council/05hoken/voshi05-01.html レビューを行う時期又は条件 2年に1度開催されるストックホルム条約締約国会議の決議結果等を踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行っていく予定である。